

第2回府中市本町保育所移転・新設・跡地活用事業者選定委員会会議録（要旨）

1 日時 令和5年10月30日（月）午後1時15分から

2 場所 府中市立中央文化センター 第2講堂

3 出席

[委員]

学識経験者3名

弁護士 掛川 亜季

早稲田大学名誉教授 小松 幸夫

武蔵野大学教授 山内 弘隆

[専門調査員]

一級建築士 松下 典央

[事務局他]

総務管理部次長（山田）

総務管理部財産活用課長補佐（舟山）

総務管理部財産活用課財産活用担当主査（三原）

総務管理部財産活用課財産活用担当主査（菊池）

総務管理部財産活用課財産活用担当（石井）

子ども家庭部保育支援課長（浦川）

子ども家庭部保育支援課長補佐（平澤）

子ども家庭部保育支援課支援計画係長（西井）

子ども家庭部保育支援課支援計画係職員（青木）

一般財団法人日本不動産研究所

4 公開・非公開の別

非公開

5 非公開とした理由

府中市情報公開条例第32条第2号における「不開示情報に該当する事項を審議する場合」に該当するため

6 内容

(1) 今後のスケジュール等について

(2) 提案者の参加資格及び提案書類等について

(3) 提案内容等について

(4) プレゼンテーション及び審査について

(5) 事務連絡

ア 第3回選定委員会の日時・場所

イ その他

【配布資料】

資料 1 これまでの経過と今後のスケジュール(案)

資料 2 参加資格及び提案書類等の確認状況一覧

資料 3 提案内容比較表

資料 4 プレゼンテーション・審査のタイムスケジュール(案)

資料 5 プレゼンテーション・審査の概要(案)

資料 6 提案審査採点表(案)

参考資料1 本町保育所新施設の要求水準確認書(様式第4-6号)
チェック結果及び質問事項等

参考資料2 提案書類の事前チェック結果・質問事項等

7 内容

【事務局】 それでは、定刻でございますので、ただ今から「第2回府中市本町保育所移転・新設・跡地活用事業者選定委員会」を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。改めまして、総務管理部財産活用課長補佐の舟山と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて進行をさせていただきます。

はじめに、会議の開催の可否でございますが、府中市本町保育所移転・新設・跡地活用事業者選定委員会の設置等に関する規則第6条第2項に示す通り、委員3名のうち、3名が出席し、定足数であることから過半数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

次に、本日の会議の進め方についてお諮りいたしますが、なお、ここからは、本委員会の会議録を作成する関係で、録音をさせていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

次に、議題に入る前に、事務局より配布資料の確認をさせていただきます。

【事務局】 (事務局から資料について確認)

【事務局】 それでは、この先の進行は山内委員長にお願いいたします。

【委員長】 それでは、議事次第に従って進めさせていただきます。本日は3時までということですので、議事進行を円滑に進めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1番目の議事ですが、「今後のスケジュール等について」ということであります。経過報告と今後のスケジュールを事務局から説明し、その後に、今後のスケジュールを審議いたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、次第1のこれまでの経過と今後のスケジュールについてご説明いたします。資料1「これまでの経過と今後のスケジュール」をご覧ください。(事務局から資料1について説明)

【委員長】 ありがとうございます。今日が10月30日ですね。そして明日プレゼンの通知をして、11月17日にプレゼン、11月下旬、12月というスケジュールですね。いかがですか。何かご質問等ございますか。

それでは、異議なしということによろしいですか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、第2の議題ですけれども「提案者の参加資格及び提案書類等確認状況について」でございます。まず、提案者の参加資格及び提案書類等の確認状況について事務局から説明し、その後に、それらの内容に係る審議を行います。それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは次第2の提案者の参加資格及び提案書類等確認状況について、ご説明いたします。資料2「参加資格及び提案書類等の確認状況一覧」をご覧ください。

1といたしまして応募企業・代表企業参加表明書類の確認状況でございますが、7月10日に提出を受け各者書類について確認し、全者資格があることを確認しております。なお、今回、提出者数が推測されないよう受付番号を3から始めておりまして、受付番号3、4、5として呼ばさせていただきます。

続きまして2の提案書類の確認状況でございますが、10月12日に提出を受けました書類についてでございます。なお以降の3図面集及び4の応募グループ調書等についても同日の提出を受けております。提案書類提出届について様式3-1から3-4までの提出を受けております。続いて提案書類でございますが、全者から様式4-1から同11までの提出を受けております。なお、各者ともに様式4-2

から4 - 5、4 - 7から4 - 9及び4 - 11の下欄のPRポイント記載欄の記載に疑義があったことから、ヒアリングをいたしました。結果として、登録番号3及び5についてはそれぞれ提出書類の下方に記載のコメントがPRポイントに該当するとの回答があり、登録番号4については、記載していないので追加で提出することとして回答がありました。

続きまして3の図面集の確認状況でございますが、3者ともに不足ないことを確認しております。

続きまして4の応募グループ調書等の確認状況でございますが、3者から必要な書類について提出がありました。事務局で確認を行った中で、受付番号3の構成員のうち、建築設計業務の一部及び工事監理業務を担うこととしていた企業に資格要件を満たさないものがありました。満たさなかった資格要件とは、募集要項 第4章 事業者の募集に関する事項4 参加者の資格要件(1)共通事項において非該当であることとしているもののうち コの「自己資本金額が直近事業年度最近期において債務超過となっている法人」に該当していたものです。端的に申しますと、当該企業の財務諸表の自己資本金額がマイナスとなっていたものです。このことを、代表企業に伝えたところ、組成を変更したいとの申し出がありました。結果として、当該構成員を協力企業として出し直し、また代表企業が工事監理業務を担うことといたしました。これにあたりまして、会に先立ちまして資料の差し替えをさせていただきましたが、調書及び提案書類についても差し替えを致したものでございます。以上を経たうえで、確認結果といたしまして、3者ともに構成員の参加要件を満たしていることを確認したものでございます。第2の提案者の参加資格及び提案書類等確認状況については以上です。

【委員長】 ありがとうございます。説明が終わりましたのでご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

【委員】 PRポイントの部分について確認しますが、不明点があったので事務局からご質問されて、その確認結果というところですが、どちらに記載があるのですか。

【事務局】 受付番号3と5に関しては下に記載があると回答を得まして、4に関しましては追加で出させてほしいということで追加で提出を受けたものでございます。例として受付番号3の様式第4 - 2号をご覧ください。事務局が提案者にPRポイントがどこに書いてあるか確認した

ところ、様式の一番下にあります「きずなを紡ぎ、未来を拓く、心を育む安心のまちづくり」ということがPRポイントだとの回答をいただきました。同様のかたちで受付番号5の資料4 - 2ですが、「府中市の「水と緑・環境と共生する」まちとして、地域と子育て世代とのつながりをはぐくみ、地域の価値を向上する一体開発とする。」というものがPRポイントであると回答を受けました。

事務局からは各者ともに「PRポイントが、書いていないのではないか」ということを質問しております。受付番号4に関しましては、記載がないので提出させてほしいということで別途提出を受けました。本日の資料といたしましてはこの後資料3に記載させていただいておりますので、そちらでご説明させていただきたいと思っております。以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。

【委員長】 先ほど、企業が債務超過になっていて構成を変えたというのは、基本的にルールに抵触しないということによろしいですか。

【事務局】 提出資料について、原則は、差し替えはできないとなっております。しかしながら、第1回の選定委員会でも是正の機会を与えようとのご意見がありましたので、こちらから「直してください。」ということは申しておりませんが、状況を伝えたところ、「出し直させてほしい」とのことがありました。このことからルールの中の範疇と考えております。

【委員長】 分かりました。他にありますか。それではこちらは了承してよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございました。それでは次第の3「提案内容等について」でございます。まず、各提案者の提案内容等について事務局から説明し、その後、それらの内容に係る意見交換を行います。それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは次第3提案者の提案内容について、ご説明いたします。はじめに資料3「提案内容比較表」をご覧ください。本資料は3者の各提案様式の要点を抜き出し、横並びにすることで比較しやすくしたものです。

また、繰り返し資料2でも説明いたしましたが、当初事務局では、

提出資料の該当様式に各3者ともに記載がないのではないかと認識し、各企業に同様に問い合わせたしたと、受付番号3、5については様式下のほうに書いてある内容が該当すると回答があり、受付番号4については追加で提出させてもらいたい旨の回答がありました。それを受けて作成しております。

【事務局から資料3について説明】

参考資料1及び参考資料2は本会に先立ちそれぞれの事業者に送付しております、11月8日を期限に回答を受けることとなっております。回答があり次第、委員の皆様へ送付させていただきます。各委員に於かれましては、質問事項の検討や評価の参考としていただければと存じます。なお、プレゼンテーションに先立ち提案者に追加して質問すべき内容がございましたら恐れ入りますが本日又は明日を目途に事務局へご連絡ください。次第3の説明については以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ご意見・ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。

【調査員】 資料3で全体計画概要比較表の方で実施体制の受付番号3ですが、Dの企業が抜けているのですが、Dはなくなったのでしょうか。

【事務局】 こちらDの企業は解体業務を提案しております。解体企業に関しては提出することを求めておりませんでしたので、今回の実施体制には出てきておらず、解体業務を担当する企業でございます。

【調査員】 続きまして、8ページ目の事業の実現性に係る提案の方ですが、受付番号3の建築設計業務2事例、工事監理業務2事例あげておられますけど、これは代表企業に今回代わられるということですが、代表企業の実績ということによろしいでしょうか。

【事務局】 ご質問のとおりでございます、代表企業に代わった後の実績と確認しましてまとめております。

【調査員】 同じく8ページですが、受付番号3の「多くの実績を持つ5社による安心のリスク管理」とありますが、これはCが協力企業になったということで4社というかたちの理解でよろしいでしょうか。

【事務局】 今回、審査対象といたしましては、Cを抜いたかたち（先ほど説明

した D も協力企業のため抜く)で考えるものですが、受付番号 3 の主張といたしましてはその 5 社で、協力企業 (C、D) も含めてやっていくというものと理解しています。審査対象としましては、3 社での考え方ということになります。

【調査員】 3 ページ目の本町保育所移転・新設事業に係る提案の受付番号 4 で 2 つ目の 本町保育所新施設の建物配置・施設計画概要と書かれてますけど、こちらの下から 6 行目 ZEHReady の基準とありますが、ZEBReady の間違いかなと思います。

【事務局】 こちらは、資料をまとめる際に事務局の手違いでございまして、失礼いたしました。ご指摘のとおり原文中は ZEBReady とありますので、資料を ZEB というかたちで訂正させていただきたいと思います。

【委員長】 それでは資料 3 の 3 ページの該当部分ですね、ZEH ではなく ZEBReady に修正するというところで取扱いたいと思います。

【委員】 確認ですが、宅地の方は、保育所を解体したら売るわけですよね。その後は企業の方で自由にやるという理解でよろしいですか。

【事務局】 基本協定を結ぶ中で色々なお約束をいたします。売払いの契約書、解体協定というものを結びまして、ある程度市が指定した約束どおりにやっていただくものになります。もし約束どおりに進まなければ、あるいは解約になるという記載がございますので、市としては手放しということではなく、ある程度注視しながらいきたいと思います。しかしながら、一部おっしゃるとおり相手のものになっておりますのである程度自由が利くもの、あるいは責任が問われるものと考えております。

【委員】 宅地に関するリスク管理として、どこまで市が干渉できるのか、売り逃げ建て逃げみたいな話でクレームが来た時に普通は分譲業者と買った人との間の話だが、そこに市が関与するのかもしれないのかということは考えておられますか。

【事務局】 原則といたしまして、責任負担というものについては明確にすべきだということから、今回は解体の前に売ってしまうということは、それ以降の責任は買った業者が持っているということを明確にするべく記載していますので、今回は第 2 消費者に関しての責任に関しては契

約相手が負うという考えです。

【委員】 外国では、建売のマンションなどで代金を払ったのに引き渡されないなどの話が出ていて気になったので。そういうことは滅多にないと思いますけれども、仮に代金だけ受け取って業者が倒産してしまうという話になった時に、市としては関係ないといえばそれまでですが、市の責任だと言われませんか、この業者をなぜ選んだのかという話にならないか気になりました。

【事務局】 ご指摘のと通りの可能性は0ではないとは思っております。しかしながら、その中で、今回企業の事業実現性ということで、企業の財務諸表を確認し、ある程度実現性が高いところを選定しているのもそこを担保するものと考えております。ただ、そういった事案が発生しましたら、個別的な確認をしながら対処していきたいと考えています。

【委員】 売り方として、宅地だけ分譲するというやり方と建築条件付きというやり方と建売と色々なやり方あると思いますが、それらに対してどのようにしろということはないのですか。

【事務局】 指定はしません。最終的に適正な分譲を行うということと、今回条件の中に、景観協定を市と結ぶことが記載されていますので、ある程度地域への波及効果というものを考慮して、景観にそぐわないものが建たないように担保していきたいと考えております。適正な企業を選んで、景観協定で担保していきたいと思えます。

【委員】 ここは浸水の危険性があるようなことが書いてありますが、あるのですか。

【事務局】 浸水については、概ね市の半分程度が該当してしまうものであります。市のハザードマップ上こちら浸水区域3メートルとなっております。府中市は段丘構造になっておりまして、地元ではハケと呼ばれています。ハケ下に関しましては、基本的には全て同じ条件になっておりまして、一番北側の地域以外は基本的には浸水地域となっている状況でございます。

【委員】 その辺は市として全体的な対応となってくるとは思いますが、床下浸水で止めるか、床上まで来てしまうようなリスクがあるのか、その辺は指導されていますか。

【事務局】 全体的には建築指導の部分でそのようなことをしているかは確認が必要になってきます。ただ今回事務局として気になっているのは、保育所の方の考えですが、キュービクルの部分で、水が入って来てしまうことについてどうするのかということは事業者に聞いていきたいと思っております。

【委員】 そのあたりの扱いは市としての責任が後々問われてくるのではないかと思います。質問しました。

【事務局】 ハザードマップに記載があり、市民や事業者の方たちがお手元に取りやすい形の資料となっておりますので、把握されたうえでの契約をさせていただきます。

【委員】 参考資料2は提案書類の事前チェック結果ということでこれがプレゼンにおける質問につながってくるという理解でよろしいですか。

【事務局】 おっしゃるとおりでして、プレゼンにおける質問につながるものです。想定しておりますのは、当日時間が限られておりますので、全ての質問はできないと思い、抽出した中で事前に事業者に投げさせていただきました。これを受けての質問をしていただき、更に深掘していただくというような意味合いでこちらの資料を参考にさせていただければと思います。

【委員】 こちらの資料のご説明の際に要求水準云々とおっしゃいましたが、基本的に要求水準は満たされていることは前提で、更にこれが質問につながっていくという構造でお間違えないですか。

【事務局】 おっしゃるとおりです。要求水準を満たした上でこちらの質問がそれ以外にあるものです。参考資料2をご覧くださいますと、4 - 6という項目がありまして、4 - 6は何かと言いますと、先ほどの要求水準確認書になります。なので、この下に要求水準確認書があったうえでこちらの資料があるものです。

【委員】 分かりました。次に資料3ですが、これは各事業者さんの提案を抜粋してまとめたものと理解しておりますが、率直に言って、受付番号4についてはかなり記述が多いですが、3と5についてはほとんど記述がないというのが印象です。質問としては、これは何か意図がある

かないかですが、いかがでしょうか。

【事務局】 こちら、事務局としての意図はありません。こちらは事務局としての想定が相手の受け取り方と違ってしまったというところです。事務局が想定していた記載に近いものとしたしまして受付番号4のかたちでした。資料として委員会にお示しするための意図がありましたので、比べやすいようにどこがPRポイントかを提案者に表示してもらったものでした。しかしながら3と5につきましては、事務局の意図と違ってしまい、スローガ的なことを書いてきてしまったので、誘導が難しかったものです。そのため、今回比べる資料としては難しい状況でございますので、あくまでも参考資料ということで、提案書自体をご確認いただければと思います。

【委員】 この資料3には、審査過程でこういった意図があるかないとか色々なことが憶測される可能性があるような気がしまして、その辺はどのようにお考えでしょうか。

【事務局】 説明の中で3者ともに同様の質問をして、どのような意図で作っているのかということを確認していることから、公平性は担保されているものと考えております。つまり、当初3者ともに、PRポイントが無いのではないかと確認したところ、3と5については下の方に書いてある一文がPRポイントであると回答があり、受付番号4に関しましては追加で出させてほしいという回答であったことから、同じ聞き方に対する回答でして、その点に関しては公平に取り扱えるものと認識しております。

【委員長】 資料3は、委員会としては、公平性に疑問が残る可能性がある指摘したところ、事務局から特定の者を優遇することなく、公平性を担保されたものだとの説明を受けたということでしたので納得いたしました。

【事務局】 改めまして事務局側としてはPRポイントが受付番号3から5まで確認をとったところ無いというところからスタートしております。あくまでもこれは一定の質問をしたうえでそれぞれ受付番号3、4、5が回答したものを載せたに過ぎないということで、資料としてご説明させていただきました。委員の皆様には改めて提案書を確認いただいて選定に臨んでいただきたいとして、まとめさせていただきたいと思っております。

【委員長】 分かりました。そういうことを明確にされることが必要だと思います。それと、これは意見ですが、先ほど委員が指摘された住宅の開発の件ですが、経験をした他の事例でかなり広い土地を整理統合し余剰地を出して、事業者が処分についてかなり自由度を持たせるようなことで進めたものがありました。たまたま近くに別件で立ち寄った際に、見に行くことができたのですが、そのケースは余剰地を事業者が乱開発みたいなかたちで売ったようで、街づくりという観点からすると本当になんてことをしてくれたのだろうというイメージを私は持ちました。今回の案件についても、保育所の良し悪しというのがメインですが、世の中の的にはこの住宅地の開発が全部終わってどうなったかということで評価されると思います。なので、先ほど委員がおっしゃっていたことは重要で、この余剰地についてもしっかりと街づくりを行うことが重要だと思います。先ほど、仕組みと契約については伺いましたので、これは私の意見として申し上げたいと思います。

【委員】 業者としては採算とか色々考えるから指導がどの程度受け入れられるか分かりませんが、なかなか難しいところだと思いますよ。

【事務局】 補足をさせていただきます。先ほど ZEHReady を ZEBReady の間違いだということで修正させていただきましたが、受付番号 4 に関しましてはその部分を質問させていただいておまして、参考資料 2 をご覧ください。参考資料 2 の 2 枚目様式 4 - 3 の 5 「様式 4 - 2 では NearlyZEB、様式 4 - 3 (2) では ZEBReady と表記されている。」とありまして、表記が様式によって違うという質問を投げかけておりますので、こちらに関してどちらが正しいものなのか提案様式の間でも異なったことを言っていますので、確認したうえでまたご報告したいと思います。

【委員】 うろ覚えで申し訳ないが、最近建物の環境影響評価みたいなもので、何か計算をしてシミュレーションをして、標準的なエネルギー使用量に対してどのくらい節約できるかみたいな数字を出せというようなものが出てきていると思うが、それは要求しないのですか。

【調査員】 CASBEE だと思いますが、それは必然的に申請の時に出不さないとはいけません。事前には出せず、設計の時に出すと思います。ZEB も連携していると思います。

【委員長】 では、事務局の説明について了承ということによろしいでしょうか。
(異議なし)

ありがとうございます。それでは次第4の「プレゼンテーション・審査について」に移ります。事務局からご説明よろしく申し上げます。

【事務局】 (資料4, 5, 6について説明)

【委員長】 ありがとうございました。事務局からの説明は終わりました。ご質問やご意見等ありましたらお願いします。

【委員】 確認ですが、事前に委員が採点しておいて送って、当日修正があれば修正するということによろしいですか。

【事務局】 おっしゃるとおりです。

【委員】 細かい点ですが、資料4の説明の際に、プレゼンターの控室がどこという説明がありましたよね。第4会議室と。我々のいる部屋とそこらの動線とかを分離していただいてあまり会わないようにしていただきたいです。それと今委員からありましたように、まず評価を出しておいて、当日プレゼンを聞き、それを直して、最後に15時40分くらいから意見交換をして修正して集計して終わりということによろしいでしょうか。

【事務局】 おっしゃるとおりです。

【委員長】 審査講評ですが、基本は委員の方のご意見をまとめるとは思います、それは事務局の方でまとめていただいて案を作っていたらここで一つにするということによろしいですか。

【事務局】 まず、講評の部分を抜いた審査報告書を作成しておきまして、第3回で皆様にお知らせします。その上で審査講評を第3回で審査した結果の所感をその場でいただくわけですが、それらを事務局で取りまとめ、後日各委員にご確認いただいたうえで概ね1か月後には完成したものを公表したい考えです。

【委員】 確認ですが、これは一般競争入札か、公募型プロポーザルだったかどちらでしたでしょうか。

【事務局】 プロポーザルです。

【委員】 だから優先と2位を決めるのですね。

【事務局】 左様でございます。

【委員】 ありがとうございます。私からは以上です。

【委員】 控室で3, 4, 5の人達が顔を合わせないようにするという配慮はしておかなくていいのですか。3は午前中で終わってしまうから問題ないと思いますが、4と5は交錯する可能性があるかなと思いました。

【事務局】 そこにつきましては時間で区切りたいと思っております、プレゼンテーションをしている間に次の団体に来て、帰った後にこちらに誘導いたします。また、誘導係を扉の前に張り付けまして、接触しないような対応をしていきたいと思っております。

【委員】 控室に戻れないということにした方がいいと思っております。

【事務局】 徹底いたします。

【委員】 (出席者が)7人というのは多くないですか。20分しか話さないのに7人は多いのではないのでしょうか。

【事務局】 それに関しましてもご意見をいただければと考えております。概ね今回の組成といたしましては、様々な役割があると思っておりますので、各役割の担当が出てきたら7人程度になるのではないかと考えております。

【委員】 ぞろぞろ歩いていて他者に気づかれてしまうのもどうかと思いたしました。

【委員】 今回の件について、私は割合多くてもいいと思っております。何故かということ、プレゼンの時に話す人、話さない人、答える人、答えない人、それでそのチームのチームワークが取れているか、提案書を作るときにどこまで深く議論しているかということが分かってくると思っておりますので、その面では人数が多くてもいいのかなと思っております。

【委員】 分かりました。

【委員】 プレゼンで喋った内容は提案書と同じ価値を持つという理解をしていて、プレゼンですと質疑の中でその場凌ぎでいいことを言うってしまうというケースもあると思います。今回の事業者がどうか分かりませんが、基本的には提案内容と同じ意味を持つと思っています。その意味では事務局に説明してもらいましたが、質問も体系的に聞き漏らしの無いようにした方がよろしいのかなと思います。

先ほどの提案書の内容の説明を聞いていると、あまり場馴れしていないかなと思ひまして、その意味でもその点重要ではないかなと思います。

【委員】 色々なやり方があると思いますが、事前に質問を用意しておいて答えを用意しておいてもらうやり方をするといいところもあると思います。ただ、あまりたくさん質問項目を用意してしまうとそれを言うだけで終わってしまいますので、その辺ちょっと調整が必要だと思ひます。

それと、確認ですが、ここに出てきている設計案がそのまま実現するとは限らないという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】 あくまで提案であり、設計前の内容であると認識しております。また、事前に投げかけている質問の中でも記載をするようにしておりますが、この後修正はできるかと聞いておりますので、そういった意味合いで相手にも認識してもらいたいと考えております。ただ、あくまで前提といたしましては、提案価格内でのやりくりと考えております。

【委員長】 それに関連して意見を申し上げたいのですが、先日、BCS 賞というものの審査をやらせていただきましたが、山形市が作った子どもの遊戯施設と言いますか、雪の国ですので、冬の間でも遊べる施設を山形県が作って、それが BCS の対象となって、その内容が実は PFI で作ったものでした。PFI だと、提案して、お金がこれで、設計協議がこうですということに進んでしまうのです。しかしながら、山形市のものは特にインクルーシブと言いますか、全ての子どもが参加できるようにということを全面に出した建物と運営で、建物自体も素晴らしいが、運営も素晴らしいです。そこは PFI で実施し、審査の後に完成するまで1年間くらいワークショップをやって作り上げたのですね。本当に感動するくらい運営に当たる方が素晴らしい内容を作られていたもので、BCS 賞ではそういうところも含めて賞を出しましょうという

ことになりました。私自身はPFIをやっていますので、PFIの審査のやり方の一つの参考になるのではないかと申し上げているのですが、実際は難しいですね。最初の提案と全然違ったものができてしまったら何のために審査やったのだということになってしまうのでそのところすごく難しいと思います。でも、できる限りの範囲内でやっていただきたいなと思います。これはこの会議としての私の意見として申し上げたいと思います。

【委員】 ワークショップをやるというのは大変です。設計者も市も大変だろうと思います。

【委員長】 でもとてもいいものでしたよ。建物としてもいい評価ですし、社会的にも評価が高いと思っています。

それでは、内容についてご了承ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは異議なしとして進めさせていただきます。それでは本日の審議案件は終了ということになります。進行は事務局お願いします。

【事務局】 ご審議ありがとうございました。それでは次第5の事務連絡についてお伝えさせていただきます。

【事務局】 (次回の実施について事務連絡)

【事務局】 第3回の日時と場所は以上のおりで、5の事務連絡その2その他といたしまして、最後に皆様から何かございますか。

(特になし)

無いようであれば、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。次回は11月17日に開催することといたしまして、本日は散会することといたします。長時間にわたりお疲れさまでした。ありがとうございました。